

納税通知書（変更通知書）の見方

あなたの住民税の課税内容が変更となったので通知します。通知書の見方は以下を参考にしてください。

令和5年度 市民税・県民税 普通徴収税額の変更通知書

446-8501
愛知県安城市桜町18番23号

安城 太郎 様

台帳番号	宛名番号	通知書番号	法人番号
12345-67890	9876543210	999888777	*****

理由: 退職により

あなたの普通徴収税額を下記のとおり変更したので通知します。
 なお、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この告知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。この通知書の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
 なお、処分取消の訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しを提起することができます。

令和5年 7月 1日

金融機関	種別
口座番号	口座名義人

(単位:円)

項目/区分	変更前の額	変更後の額	差額
給与収入金額	4,000,000	4,000,000	0
公的年金収入金額	0	0	0
所得金額			
営業等・農業			
不動産			
利子			
配当			
給与	2,760,000	2,760,000	0
雑			
総合・一時			
計	2,760,000	2,760,000	0
分離等			
分離短期			
分離長期			
山林・株・先物・分離配当			
所得から控除される額			
雑損・医療費			
社会保険料・小規模	850,000	850,000	0
生命保険料	70,000	70,000	0
地震保険料			
障・寡・ひ・勤			
配偶者・扶養	330,000	330,000	0
配偶者特別			
基礎	430,000	430,000	0
計	1,680,000	1,680,000	0
課税標準額	1,080,000	1,080,000	0
総所得			
分離長期			
分離短期			
山林・株・先物・分離配当			
算出所得割			
市民税	64,800	64,800	0
県民税	43,200	43,200	0
税額控除額	3,000	3,000	0
住宅借入金特別控除額	0	0	0
寄附金控除額	0	0	0
株式譲渡配当割控除額	0	0	0
所得割額	61,800	61,800	0
均等割額	3,500	3,500	0
年税額	108,500	108,500	0
控除超過額	0	0	0
徴収額			
給与特徴収額	108,500	36,500	-72,000
公的年金特徴収額	0	0	0
普通徴収税額	0	72,000	72,000
充当額	0	0	0
普通徴収			
特別徴収			
年金徴収			
1期	6月期	4月	0
納期限	7月期	6月	9,500
2期	8月期	8月	0
納期限	9月期	10月	9,000
3期	10月期	12月	0
納期限	11月期	2月	9,000
4期	12月期	翌4月	0
納期限	1月期	翌6月	9,000
随時1期	2月期	翌8月	9,000
納期限	3月期		9,000
随時2期	4月期		9,000
納期限	5月期		9,000

備考 変更前：扶養年少人数 0人 変更後：扶養年少人数 1人
 変更前：同一生計配偶者 無 変更後：同一生計配偶者 無

課税内容が変更になった理由を記載しています。この場合、退職によって課税内容が変更になりました。

ここに口座の内容が記載されていれば、住民税は口座から引落とされます。記載されていない場合は、同封の納付書で納めてください。

あなたが1年間に納める住民税です。この場合、108,500円になります。

住民税をどのように納めるのかが記載されています。この場合、6月分から9月分までの給与から住民税を天引きし、天引きできなかった残りの税額を個人納付で納めます。

分からないことがあれば、お問い合わせください。
 安城市役所 市民税課 市民税係 (北庁舎 2階 50番窓口)
 電話番号 0566-71-2214
 E-mail shimizei@city.anjo.lg.jp